

令和8年度 総務部 行政運営方針

<令和8年度 総務部の方針（使命、目標）>

限られた行政資源で必要な市民サービスを提供し続けることができる持続可能な組織を実現するため、より有為な人材の確保、人材育成に取り組むとともに、働き方改革の取組を推進する。また、行政事務の適正な執行を確保するため財務事務の適正化や内部統制の強化に取り組む。

① 政策分野41 行政運営

<重点方針> 庁舎管理

庁舎等について適切な管理を行い、来庁者の利便性の向上及び安全性の確保を図る。

<主要事業>

- ・ 庁舎管理事務 24,566万円（総務課）

定期点検及び日常点検を実施し安全を確保するとともに、市民等から寄せられる意見等を踏まえながら利便性の向上に努める。また、多目的スペース等については、イベントや市民活動の発表の場としてより利用しやすい施設となるよう管理運営していく。

- ・ 栄町第一庁舎改修工事实施設設計業務委託 2,167万円（総務課）

引き続き庁舎として継続利用するため、ZEB化及び老朽化した施設や設備機器等の改修に向けた実施設計を行う。

※改修工事：令和9・令和10年度（予定）

② 政策分野41 行政運営

<重点方針> 内部統制の強化に向けた取組

地方自治体においては、法令等を遵守し、適正に業務を執行することが求められていることから、「組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別、評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保する」という内部統制の考え方に基づく取組を進める。

<主要事業>

- ・ 適正な予算執行管理の取組（総務課）

各所属における予算の執行状況を組織的にチェックするため、令和6年度から本格運用している「適正な予算執行管理に向けた取組」について継続して実施する。

- ・ 内部統制の強化に向けた取組（総務課）

各所属の事務処理における不正行為や事務ミス未然に防止するため、所属長を対象とした研修を行うとともに、引き続き、内部統制推進関係課会議において事務ミス等の情報を把握し、類型化を行い、庁内で共有したうえで、各所属における事務手順等の確認につなげる。

③ 政策分野41 行政運営

<重点方針> 職員管理

持続可能な行財政運営に資するため、定員管理計画に基づき、適切な定員管理を行いながら、効果的な採用試験を実施し、より有為な人材の確保に努めていく。

また、市民ニーズに対応できる職員の育成に取り組むとともに、市民の信頼確保に向けて、人事評価や退職管理を適正に実施していく。

<主要事業>

- ・職員採用 457万円（人事課）

社会人経験者採用枠の受付申込期間の拡大や高校3年生のみを対象とした高校生チャレンジ枠の新設など応募者の増加を図りながら、人物重視の採用試験を行い、高い資質と意欲を有する人材を採用していく。

- ・職員研修 1,047万円（人事課）

複雑高度化・多様化する市民ニーズに対応できる高い意欲と能力を持った職員を育成するため、各種の職員研修等を継続的かつ効果的に実施していく。

- ・職員管理 2,923万円（人事課）

職員の人材育成や昇任、給与等の基礎となる人事評価や退職管理を適正に実施していく。

④ 政策分野41 行政運営

<重点方針> 未来の働き方創造事業

求められる市民サービスを提供できる持続可能な組織を再構築するため、意識改革・業務改革・制度改革を一体的に推進し、職員が自律的かつ幸せに働くことができ、既存の考え方に捉われない未来の働き方を創っていく。

<主要事業>

- ・未来の働き方創造事業 495万円（人事課）

全庁的に働き方改革の取組の定着を図りながら、令和7年度に構築した担当者の疑問や課題を起点に組織的に議論を行い事務事業や業務プロセスを効率化する仕組みを発展させ、幹部職員と担当職員の双方から、事務事業・業務効率化の取組を進めていく。

⑤ 政策分野41 行政運営

<重点方針> 入札・契約の適正な運用及び工事の適正な執行

入札契約手続きの透明性の向上及び入札制度の客観性の確保を図るとともに、庁内各課執行の入札・契約事務が適正に行われるよう必要な対策に取り組んでいく。

また、厳正な工事検査を実施し、工事の適正な履行の確保を図るとともに、将来にわたって公共工事の品質の確保が図られるよう、本市発注工事における月単位の週休2日の確保や遠隔臨場・情報共有システムの活用、熱中症対策の徹底など建設業の働き方改革を促進していく。

<主要事業>

- ・入札・契約事務 805万円（契約検査課）

工事、測量、設計委託等の発注、各種物品、印刷業務等の調達において、地方自治法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律その他関係法令等に基づき入札・契約事務を執行していく。

- ・工事検査業務 55万円（契約検査課）

工事請負代金額が200万円を超える工事について、検査により請負工事の工事目的物が契約図書に定められた出来形、品質等を満足しているかを確認することにより、公共工事の品質を確保していく。